

長野県後期高齢者医療広域連合  
広 域 計 画

平成 19 年 11 月

長野県後期高齢者医療広域連合

## 第 1 広域計画の概要

### 1. 広域連合設立の経緯

#### (1) 後期高齢者医療制度の創設

わが国は、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、医療技術の進歩により世界最高水準の平均寿命を達成しています。

しかしながら、少子高齢化が急速に進むなど、わが国の社会環境は、大きな変化に直面しています。本格的な人口減少時代を見据えて、医療制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保するため、「健康保険法等の一部を改正する法律（以下「法」という。）」が平成 18 年 6 月 21 日に公布されました。これにより、平成 20 年 4 月から新たな後期高齢者医療制度が施行されることとなり、制度の運営は、都道府県を単位とし全ての市町村が加入する広域連合が主体となり行うこととされました。

#### (2) 長野県後期高齢者医療広域連合の設立等

##### ア 本県の状況

本県の平均寿命は、男性が全国第 1 位、女性が第 3 位(平成 12 年)であり、一人当たりの老人医療費は、平成 2 年度以降 16 年連続で全国で最も低く、健康・長寿県として注目されています。その一方、高齢化率は、全国平均を上回る状況であり、一人当たりの老人医療費は、ここ数年増加の一途をたどっています。

##### イ 広域連合の設立

法の公布を受け、本県では平成 18 年 9 月 6 日に代表市町村長で構成する長野県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設置し、規約の検討及び協議等を行い、県内 81 市町村全ての議会における広域連合設立に関する議案の議決を経て、平成 19 年 2 月 20 日に長野県知事の設置許可を受け、同年 3 月 23 日に長野県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が設立されました。

## 2. 広域計画の趣旨

長野県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき作成するもので、広域連合の設立目的である後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に行うため、広域連合及び広域連合を組織する全ての市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら処理する事項について定めるものです。

## 3. 広域計画の項目

広域計画には、長野県後期高齢者医療広域連合規約第 5 条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載します。

- （ 1 ）後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- （ 2 ）広域計画の期間及び改定に関すること。

## 第 2 広域計画の内容

### 1. 広域連合及び関係市町村が行う事務

後期高齢者医療制度の実施に当たり、保険給付及び保険料の賦課等の事務は、保険者として制度の財政運営に責任を有する広域連合が主体となり行います。また、窓口業務及び保険料の徴収等の事務は、住民に最も身近な行政主体である関係市町村が主体となり行うこととします。

なお、制度の運営が適切かつ円滑に実施されるよう、広域連合と関係市町村は、密接な連携のもとに事務を処理します。

#### （ 1 ）平成 19 年度

平成 20 年度からの後期高齢者医療制度の実施に向けて、広域連合及び関係市町村において、電算処理システムの構築その他必要な準備作業を行います。

#### （ 2 ）平成 20 年度以降

後期高齢者医療制度の実施に当たり、広域連合及び関係市町村は、以下の事

務（付随する事務を含む。）を行います。

ア 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者証の交付及び被保険者に係る認定等の事務は、広域連合が行い、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付並びに被保険者証の引渡し等の事務については、関係市町村が行います。

イ 保険給付に関する事務

レセプトの点検及び診療報酬の支払等の事務は、広域連合が行い、保険給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の事務については、関係市町村が行います。

ウ 保険料に関する事務

保険料率の決定及び保険料の賦課等の事務は、広域連合が行い、保険料に関する申請の受付及び保険料の徴収等の事務については、関係市町村が行います。

エ 保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に係る事務は、広域連合及び関係市町村が協力して行います。

オ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

制度に関する住民からの相談等の対応及び制度の周知等の広報活動については、広域連合及び関係市町村が連携して行います。

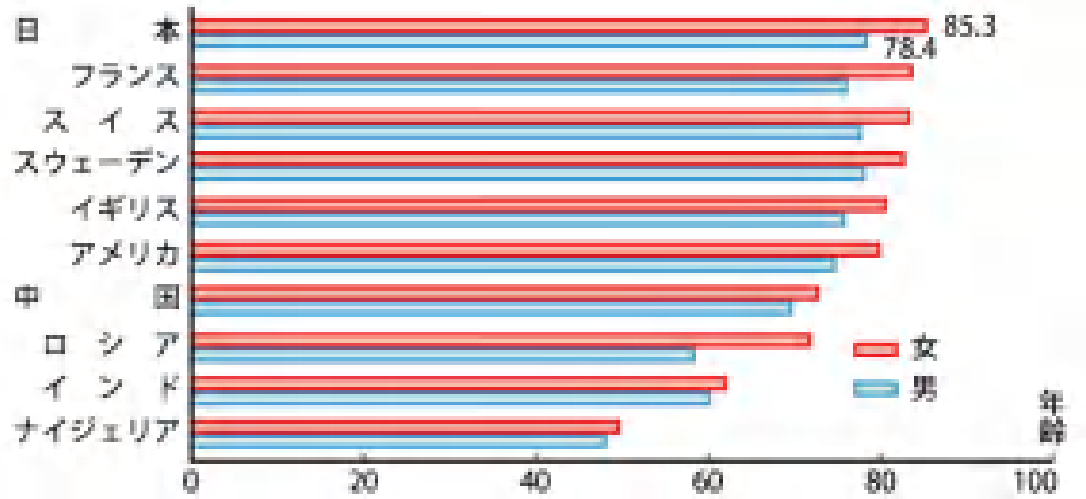
2. 広域計画の期間及び改定

この広域計画の期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間とし、その後 5 年間を単位として見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て随時改定を行うものとします。

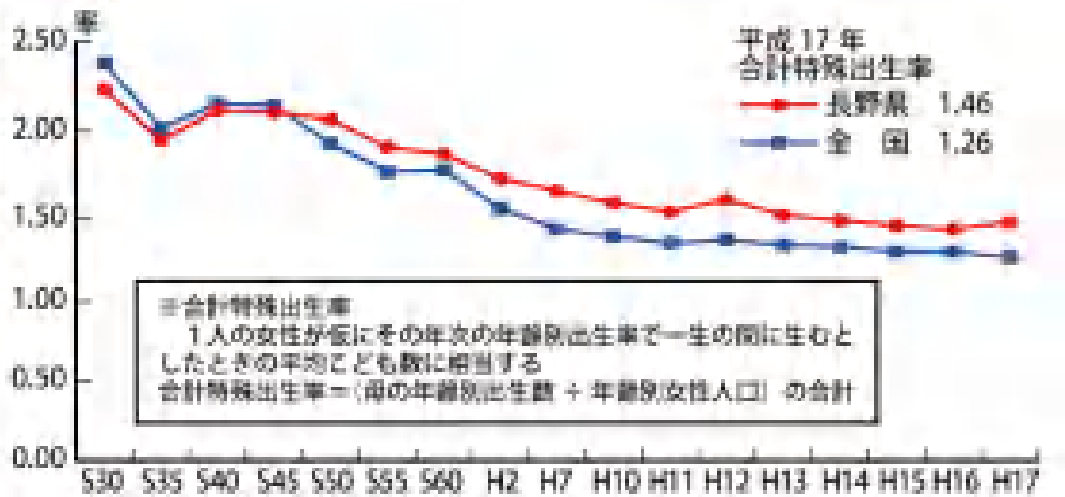
## 資料

### 1 世界の平均寿命(2004年)



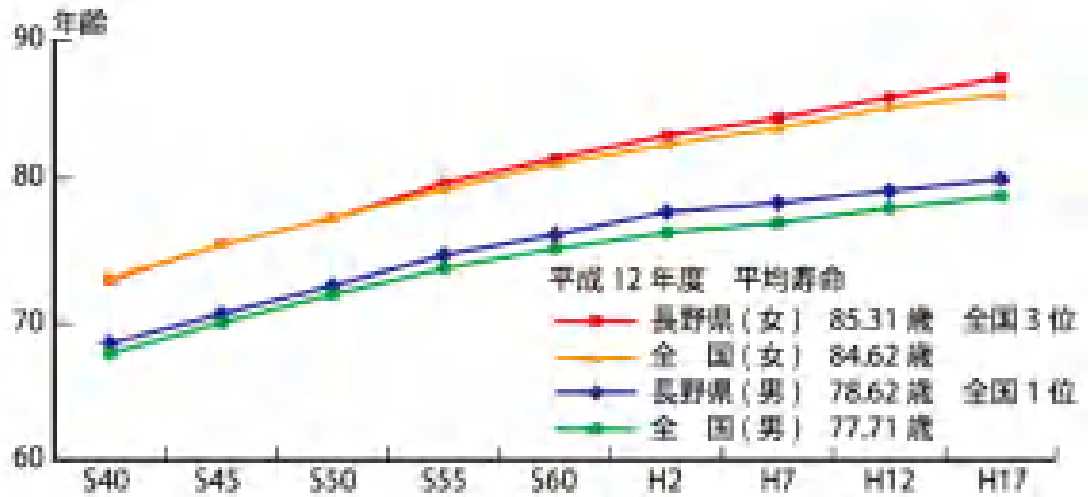
出典: 2007 世界の統計 (総務省統計局)

### 2 合計特殊出生率の推移



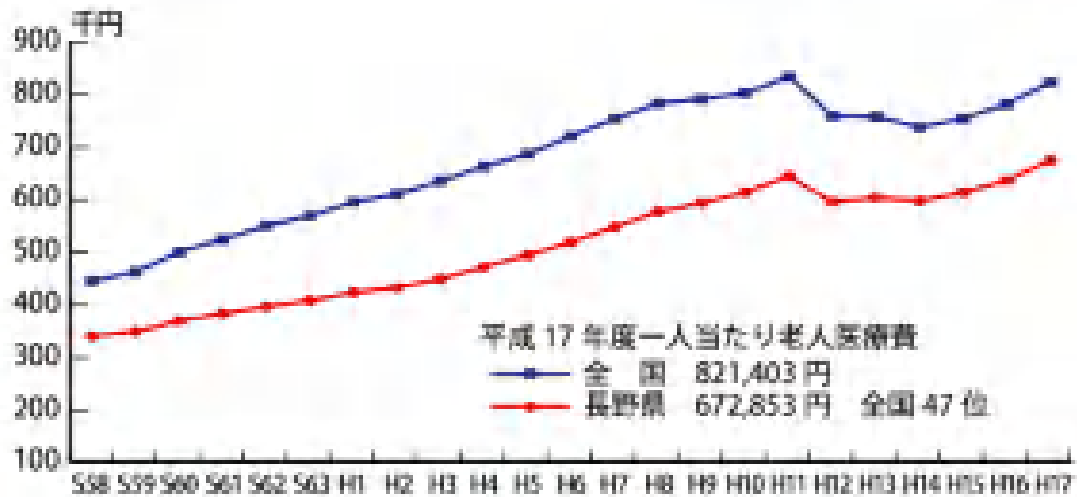
出典: 人口動態統計 (厚生労働省)

### 3 平均寿命の推移



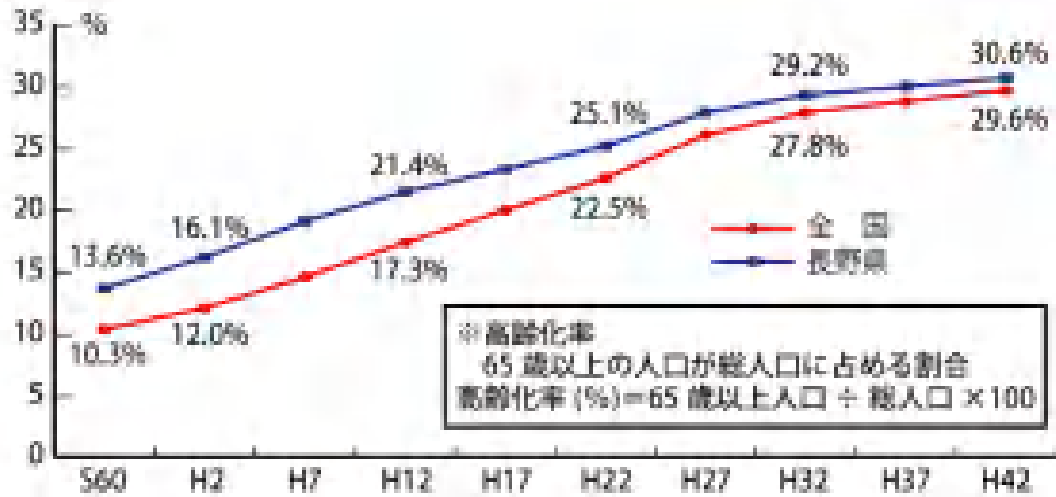
出典:昭和40年～平成12年都道府県別生命表(厚生労働省)・平成17年長野県簡易生命表

### 4 一人当たり老人医療費の推移



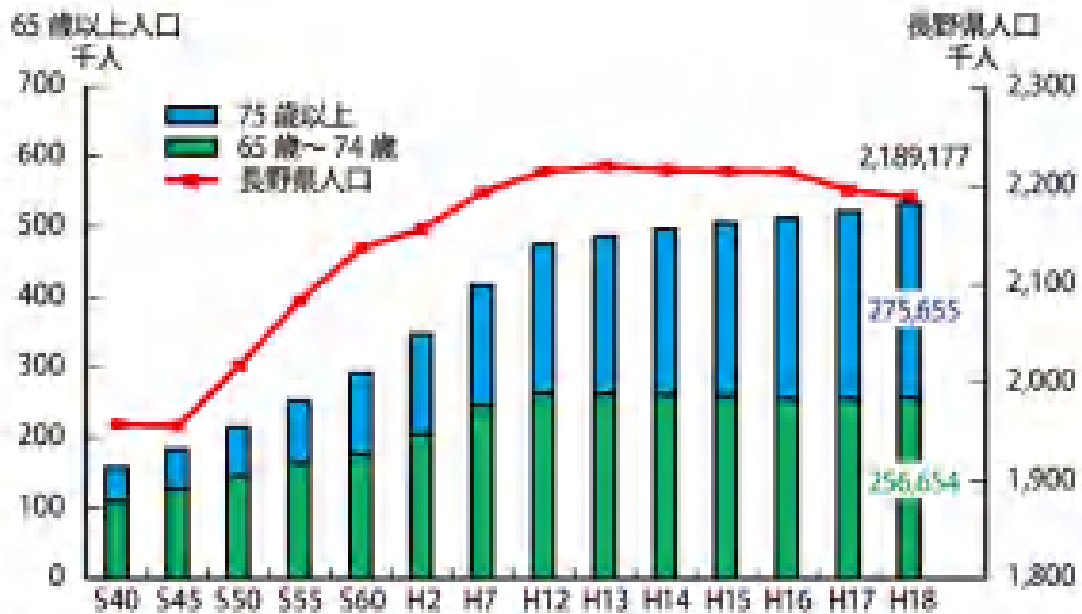
出典:平成17年度老人医療事業年報(厚生労働省)

## 5 高齢化率の推移



出典：平成12年までは国勢調査、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計による

## 6 長野県の高齢者人口の推移



出典：昭和40年～平成12年、平成17年は「国勢調査」、平成13年～平成16年、平成18年は毎月人口異動調査(長野県)